



**參 考 資 料**

## VI 参考資料

## 1 死亡・障害の状況（平成18年度）

## a 障害等級の状況

等級別	学校種別							
	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
第1級	1件	4件	10件	0件	0件	1件	16件	3.16
第2級	0	1	1	0	1	0	3	0.59
第3級	1	0	6	0	0	0	7	1.38
第4級	0	0	0	0	0	0	0	0.00
第5級	0	0	3	0	0	0	3	0.59
第6級	0	1	0	0	0	0	1	0.20
第7級	0	2	6	0	0	0	8	1.58
第8級	1	7	18	0	0	0	26	5.14
第9級	4	2	17	0	0	0	23	4.55
第10級	1	2	11	0	0	0	14	2.77
第11級	4	6	18	0	1	0	29	5.73
第12級	28	26	26	1	2	3	86	17.00
第13級	9	29	27	1	0	0	56	11.07
第14級	63	48	111	0	2	10	234	46.25
計	112	118	254	2	6	14	506	100.00

(注) この表の件数は、災害が発生したときの学校種ではなく、傷病が治癒・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計しているため、本書掲載の事例と学校種が一致しません。(次表に同じ)

## b 障害種別の状況

障害種別	学校種別							
	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
歯牙障害	8件	27件	80件	0件	0件	0件	115件	22.73
視力・眼球運動障害	17	31	68	0	0	0	116	22.92
手指切断・機能障害	6	8	18	0	0	1	33	6.52
上肢切断・機能障害	1	3	7	0	0	0	11	2.17
足指切断・機能障害	0	0	1	0	0	0	1	0.20
下肢切断・機能障害	0	1	6	0	0	0	7	1.38
精神・神経障害	4	8	27	0	1	1	41	8.10
胸腹部臓器障害	0	8	7	0	1	0	16	3.16
外貌・露出部分の醜状障害	72	27	25	2	4	12	142	28.06
聴力障害	3	3	9	0	0	0	15	2.96
せき柱障害	1	1	5	0	0	0	7	1.38
そしゃく機能障害	0	1	1	0	0	0	2	0.40
計	112	118	254	2	6	14	506	100.00

## c 死亡見舞金の給付状況

死因別	学校種別								
	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)	
突然死	心臓系	6件	9件	13件	0件	0件	0件	28件	37.84
	中枢血管系(頭蓋内出血)	1	1	1	0	0	0	3	4.05
	大血管系など	0	1	3	0	0	0	4	5.41
	計	7	11	17	0	0	0	35	47.30
頭部外傷	0	2	5	1	0	0	8	10.81	
頭部内傷	0	1	5	0	1	0	7	9.46	
頸髄損傷	0	1	1	0	0	0	2	2.70	
窒息死(溺死以外)	1	0	1	1	0	1	4	5.41	
内臓損傷	2	0	3	0	2	0	7	9.46	
熱中症	0	0	0	0	0	1	1	1.35	
全身打撲	1	2	4	0	0	0	7	9.46	
電撃死	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
焼死	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
その他	1	1	1	0	0	0	3	4.05	
計	12	18	37	2	3	2	74	100.00	

## d 供花料の支給状況

事故の型	学校種別								
	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)	
対自動車事故	徒歩	6件	1件	7件	0件	0件	0件	14件	31.11
	自転車	1	3	14	0	0	0	18	40.00
	原付自動車及び自動二輪車	0	0	1	0	0	0	1	2.22
	その他	0	0	2	0	0	0	2	4.44
計	7	4	24	0	0	0	35	77.78	
その他の事故	2	1	7	0	0	0	10	22.22	
計	9	5	31	0	0	0	45	100.00	

(注) 1 供花料は、学校の管理下における児童生徒等の死亡で第三者から損害賠償が支払われたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。

2 表中「対自動車交通事故」は、自動車損害賠償保障法によって損害賠償が支払われたため供花料のみを支給した件数であり、同法の対象とならない自損事故によるものは上掲の死亡見舞金の給付状況に含まれています。

## 2 死亡見舞金の額と給付の対象となる災害の範囲

	給付の対象となる災害の範囲
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び中毒・日射病等所定の疾病に直接起因する死亡

## 3 障害見舞金の等級別障害程度一覧

日本スポーツ振興センターが障害見舞金を支給する障害は、児童生徒等の負傷または疾病が治った場合において存する障害のうち、下表に掲げる障害である。

なお、歯牙障害については、当センターの認定基準において若干緩和した運用をしており、前歯の場合は3本以上でなく2本の欠損でもその歯牙欠損の補綴を行うための両側の歯牙についても歯科補綴を行ったものの歯数に算入することとしている。

等 級	障 害
第一級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第二級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第六級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの

	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したのもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したのもの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</li> </ul>
第七級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの</li> <li>7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したのもの</li> <li>8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したのもの</li> <li>12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>
第八級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの</li> <li>4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したのもの</li> <li>5 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したのもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したのもの</li> <li>8 一上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 一下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 一足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>
第九級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 一眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>9 一耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</li> <li>13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したのもの</li> <li>14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</li> <li>15 一足の足指の全部の用を廃したのもの</li> <li>16 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>
第十級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 正面視で複視を残すもの</li> <li>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>4 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したのもの</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>8 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</li> <li>9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</li> <li>10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>
第十一級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>6 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 脊柱に変形を残すもの</li> <li>8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</li> <li>9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>
第十二級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>8 長管骨に変形を残すもの</li> <li>9 一手の小指を失ったもの</li> <li>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> <li>11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</li> <li>12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> <li>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>15 女子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>
第十三級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>3 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、まつげはげを残すもの</li> <li>5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一手の小指の用を廃したもの</li> <li>8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>9 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</li> <li>10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</li> <li>11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ul>
第十四級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>3 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 上肢の露出面にてのひらの大の大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>5 下肢の露出面にてのひらの大の大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</li> <li>9 局部に神経症状を残すもの</li> <li>10 男子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>

## 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末関節の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の障害に該当しない障害であつて、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。



**学校の管理下の死亡・障害事例と  
事故防止の留意点**  
〔平成19年版〕

---

平成20年4月 発行

発行 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
健康安全部

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

TEL 03-5410-9156 FAX 03-5410-9167

(健康安全事業課)

ホームページアドレス <http://www.naash.go.jp>

印刷 若越印刷株式会社

〒140-0001 東京都品川区北品川1-13-10

---

〈非売品〉